

- 3 参与員は、毎年あらかじめ家庭裁判所の選任した者の中から、事件ごとに家庭裁判所が指定する。
- 4 前項の規定により選任される者の資格、員数その他同項の選任に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- 5 参与員には、最高裁判所規則で定める額の旅費、日当及び宿泊料を支給する。
(参与員の除斥及び忌避)
- 第十一条** 民事訴訟法第二十三条から第二十五条までの規定は、参与員について準用する。
- 2 参与員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、参与員は、その申立てについての決定が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。
(秘密漏示に対する制裁)

第十一條 参与員又は参与員であつた者が正当な理由なくその職務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- (被告適格)**
- 第十二条** 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者の一方が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、他の一方を被告とする。
- 2 人事に関する訴えであつて当該訴えに係る身分関係の当事者以外の者が提起するものにおいては、特別の定めがある場合を除き、当該身分関係の当事者の双方を被告とし、その一方が死亡した後は、他の一方を被告とする。
- 3 前二項の規定により当該訴えの被告とすべき者が死亡し、被告とすべき者がないときは、検察官を被告とする。
(人事訴訟における訴訟能力等)

- 第十三条** 人事訴訟の訴訟手続における訴訟行為について、民法第五条第一項及び第二項、第九条、第十三条並びに第十七条並びに民事訴訟法第三十一条並びに第三十二条第一項(同法第四十条第四項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。
- 2 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の訴訟行為をしようとする場合において、必要があると認めるときは、裁判長は、申立てにより、弁護士を訴訟代理人に選任することができる。
- 3 訴訟行為につき行為能力の制限を受けた者が前項の申立てをしない場合においても、裁判長

- は、弁護士を訴訟代理人に選任すべき旨を命じ、又は職権で弁護士を訴訟代理人に選任することができる。
- 第十四条** 人事に関する訴えの原告又は被告となるべき者が成年被後見人であるときは、その成年後見人は、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができる。ただし、その成年後見人が当該訴えに係る訴訟の相手方となるときは、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合には、成年後見監督人が、成年被後見人のために訴え、又は訴えられることができることができる。
- (利害関係人の訴訟参加)**
- 第十五条** 檢察官を被告とする人事訴訟において、訴訟の結果により相続権を害される第三者(以下「利害関係人」という。)を当該人事訴訟に参加させることができる。
- 2 判決所は、前項の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者及び利害関係人の意見を聴かなければならぬ。
- 3 民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は第一項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した利害関係人については、同法第四十五条第二項の規定は、適用しない。
- 4 前項の利害関係人については、民事訴訟法第四十条第一項から第三項まで(同項については、訴訟手続の中止に関する部分に限る。)の規定を準用する。
- 5 判決所は、第一項の決定を取り消すことができる。

第十四節 訴訟費用

- 第十六条** 檢察官を当事者とする人事訴訟において、民事訴訟法第六十一条から第六十六条までの規定によれば検察官が負担すべき訴訟費用は、国庫の負担とする。
- 2 利害関係人が民事訴訟法第四十三条第一項の申出又は前項の決定により検察官を被告とする人事訴訟に参加した場合における訴訟費用の負担については、同法第六十一条から第六十六条までの規定を準用する。

- 3 第一項の規定によりされた申立て等について同じこと申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等について同じこと申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。
- 3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の人事訴訟に係る事件及び同項の損害賠償に関する請求に係る事件について準用する。
(訴えの変更及び反訴)
- 第十七条** 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事實によって生じた損害の賠償に関する請求とは、民事訴訟法第百三十六条の規定にかかるらず、一の訴えですべての請求を含むものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
(関連請求の併合等)
- 2 人事訴訟に係る請求の原因である事實によつて生じた損害の賠償に関する請求を目的とする訴えは、前項に規定する場合のほか、既に当該人事訴訟の係属する家庭裁判所にも提起することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。
- 3 第八条第二項の規定は、前項の場合における同項の人事訴訟に係る事件及び同項の損害賠償に関する請求に係る事件について準用する。
(訴えの変更及び反訴)
- 第十八条** 人事訴訟に係る手続においては、民事訴訟法第一百四十三条第一項及び第四項、第一百四十六条第一項並びに三百条の規定にかかるらず、第一審又は控訴審の口頭弁論の終結に至るまで、原告は、請求又は請求の原因を変更することができ、被告は、反訴を提起することができます。
- 2 日本の裁判所が請求の変更による変更後の人事訴訟に係る請求について管轄権を有しない場

合には、原告は、変更後の人事訴訟に係る請求が変更前の人事訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とするときに限り、前項の規定により、請求を変更することができる。

3 日本の裁判所が反訴の目的である次の各号に掲げる請求について管轄権を有しない場合に、被告は、それぞれ当該各号に定める場合に限り、第一項の規定による反訴を提起することができる。

一 人事訴訟に係る請求 本訴の目的である人訴訟に係る請求と同一の身分関係についての形成又は存否の確認を目的とする請求を目的とする場合

二 人事訴訟に係る請求の原因である事実によつて生じた損害の賠償に関する請求 既に日本裁判所に当該人事訴訟が係属する場合

(民事訴訟法の規定の適用除外)

第十九条 人事訴訟の訴訟手続においては、民事訴訟法第一百五十七条、第一百五十七条の二、第一百五十九条第一項、第二百七十二条第二項、第二百八十二条、第二百二十四条、第二百二十九条第四項及び第二百四十四条の規定並びに同法第一百七十九条の規定中裁判所において当事者が自白した事実に関する部分は、適用しない。

第二十条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者が主張しない事実をしん酌し、かつ、職権で証拠調べをることができる。この場合においては、裁判所は、その事実及び証拠調べの結果について当事者の意見を聽かなければならぬ。

(当事者本人の出頭命令等)
第二十一条 人事訴訟においては、裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができるものとする。

2 民事訴訟法第一百九十二条から第一百九十四条までの規定は、前項の規定により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合について準用する。

(当事者尋問等の公開停止)
第二十二条 人事訴訟における当事者本人若しくは法定代理人（以下この項及び次項において

「当事者等」という。）又は証人が当該人事訴訟の目的である身分関係の形成又は存否の確認の基礎となる事項であつて自己の私生活上の重大な秘密に係るものについて尋問を受ける場合においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、その当事者等又は証人が公開の法廷で当該事項について陳述することにより社会生活を當むのに著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該身分関係の形成又は存否の確認のための適正な裁判をすることのできないと認めるときは、決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに当たつては、あらかじめ、当事者等及び証人の意見を聴かなければならぬ。

3 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させ前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならぬ。当該事項の尋問が終了したときは再び公衆を入廷させなければならない。

(検察官の関与)

第二十三条 人事訴訟においては、裁判所又は受命裁判官若しくは受託裁判官は、必要があると認めるとときは、検察官を期日に立ち会わせて事件につき意見を述べさせることができる。

2 檢察官は、前項の規定により期日に立ち会う場合には、事実を主張し、又は証拠の申出をすることができる。

(確定判決の効力が及ぶ者の範囲)
第二十四条 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百十五条第一項の規定にかかるらず、第三者に對してもその効力を有する。

2 民法第七百三十二条の規定に違反したことによりとして婚姻の取消しの請求がされた場合におけるその請求を棄却した確定判決は、前婚の配偶者に對しては、前項の規定にかかるらず、その前婚の配偶者がその請求に係る訴訟に参加したとき限り、その効力を有する。

(判決確定後の人事に関する訴えの提起の禁止)
第二十五条 人事訴訟の判決（訴えを不適法として却下した判決を除く。次項において同じ。）が確定した後は、原告は、当該人事訴訟において請求又は請求の原因を変更することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

2 人事訴訟の判決が確定した後は、被告は、当該人事訴訟において反訴を提起することにより主張することができた事実に基づいて同一の身分関係についての人事に関する訴えを提起することができない。

(訴訟手続の中止及び受継)

第二十六条 第十二条第二項の規定により人事に関する訴えに係る身分関係の当事者の双方を被告とする場合において、その一方が死亡したときは、他の方を被告とする場合において訴訟を追行する。

第一項第一号の規定は、適用しない。

2 第十二条第一項又は第二項の場合において、被告がいずれも死亡したときは、検察官を被告として訴訟を追行する。

(当事者の死亡による人事訴訟の終了)

第二十七条 人事訴訟の係属中に原告が死亡した場合には、特別の定めがある場合を除き、当該人事訴訟は、当然に終了する。

2 離婚、嫡出否認（父を被告とする場合を除く。）又は離縁を目的とする人事訴訟の係属中に被告が死亡した場合には、当該人事訴訟は、前条第二項の規定にかかるらず、当然に終了する。

第六節 補則

(利害関係人に係る訴訟係属の通知)

第二十八条 裁判所は、人事に関する訴えが提起された場合には、事実を主張し、又は証拠の申出をすることができる。

(民事訴訟法の適用関係)

第二十九条 人事に関する訴えについては、民事訴訟法第三条の二から第三条の十まで、第一百四十五条第三項及び第一百四十六条第三項の規定は、適用しない。

2 人事訴訟に関する手続においては、民事訴訟法第七十七条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一条、第一百三十二条の六第三項、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十三条第三項、第一百六十条第二項、第一百六十六

一条第三項第三号、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項、第二百三十二条の二、第二百五十三条第二項並びに第七編の規定は、適用しない。

(保全命令事件の管轄の特例)

第三十条 人事訴訟を本案とする保全命令事件は、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第十二条第一項の規定にかかるらず、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さるべき物若しくは係争物の所在地を管轄する家庭裁判所が管轄する。

2 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とを一の訴えできる場合には、当該訴えに係る訴訟についての第六条及び第七条の規定の適用に当たつては、仮に差し押さるべき物又は係争物の所在地を管轄する家庭裁判所にもすることができる。

3 人事訴訟に係る請求と当該請求の原因である事実によって生じた損害の賠償に関する請求とを一の訴えできる場合には、当該訴えに係る訴訟についての第六条及び第七条の規定の適用に当たつては、その子の住所又は居所を考慮しなければならない。

第二章 婚姻関係訴訟の特例

第三十一条 家庭裁判所は、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る婚姻の当事者間に成年に達しない子がある場合には、当該訴えに係る訴訟についての第六条及び第七条の規定の適用に当たつては、その子の住所又は居所を考慮しなければならない。

(附帯処分についての裁判等)

第三十二条 裁判所は、申立てにより、夫婦の一方が他の一方に對して提起した婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、子の監護者の指定その他の子の監護に関する処分、財産の分与に関する処分又は厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十八条の二第二項の規定による処分（以下「附帯処分」と総称する）についての裁判をしなければならない。

2 前項の場合においては、裁判所は、同項の判決において、当事者に對し、子の引渡し又は金钱の支払その他の財産上の給付その他の給付を命ずることができる。

3 前項の規定は、裁判所が婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る請求を認容する判決において親

権者の指定についての裁判をする場合について準用する。

4 裁判所は、第一項の子の監護者の指定その他の子の監護に関する处分についての裁判又は前項の親権者の指定についての裁判をするに当たっては、子が十五歳以上であるときは、その子の陳述を聴かなければならない。
（事実の調査）

第三十三条 裁判所は、前条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をするに当たっては、事実の調査をすることができる。

2 裁判所は、相当と認めるときは、合議体の構成員に命じ、又は家庭裁判所若しくは簡易裁判所に嘱託して前項の事実の調査（以下単に「事実の調査」という。）をさせることができる。

3 前項の規定により受命裁判官又は受託裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行う。

4 裁判所が審問期日を開いて当事者の陳述を聽くことにより事実の調査をするときは、他の当事者は、当該期日に立ち会うことができる。ただし、当該他の当事者が当該期日に立ち会うことにより事実の調査に支障を生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

5 事実の調査の手続は、公開しない。ただし、裁判所は、相当と認める者の傍聴を許すことができる。

第三十四条 裁判所は、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができる。

2 急迫の事情があるときは、裁判長が、家庭裁判所調査官に事実の調査をさせることができるものである。

3 面又は口頭で裁判所に報告するものとする。家庭裁判所調査官は、前項の規定による報告に意見を付することができる。
（家庭裁判所調査官の除斥）

第三十四条の二 民事訴訟法第二十三条规定は、十五条（忌避に関する部分を除く。）の規定は、家庭裁判所調査官について準用する。

2 家庭裁判所調査官について除斥の申立てがあつたときは、その家庭裁判所調査官は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件に関与することができない。
（事実調査部分の閲覧等）

第三十五条 訴訟記録中事実の調査に係る部分（以下この条において「事実調査部分」という）についての審理及び裁判をしなければならない。

。についての民事訴訟法第九十一条第一項、第三項又は第四項の規定による閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請求は、裁判所が次項又は第三項の規定により許可したときに限り、することができる。

2 裁判所は、当事者から事実調査部分の閲覧等の許可の申立てがあつた場合には、その閲覧等を許可しなければならない。ただし、当該事実調査部分中閲覧等を行うことにより次に掲げるおそれがあると認められる部分については、相当と認めるとき限り、その閲覧等を許可することができる。

1 当事者間に成年に達しない子がある場合には、その者の利益を害するおそれ

2 当事者又は第三者の私生活又は業務の平穀を害するおそれ

3 当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が明らかにされることにより、その者が社会生活を嘗むのに著しい支障を生じ、又はその者の名誉を著しく害するおそれ

4 第二項の申立てを却下した裁判に対しても、即時抗告をすることができる。

5 前項の規定による即時抗告が人事訴訟に関する手続を不當に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならない。

6 前項の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

7 第三項の申立てを却下した裁判に対しても、不服を申し立てることができない。

8 事実調査部分については、民事訴訟法第百三十条の二及び第一百三十三条の三の規定は、適用しない。
（判決によらない婚姻の終了の場合の附帯処分についての裁判）

2 婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟において判決によらないで当該訴えに係る婚姻が終了した場合において、既に附帯処分の申立てがされているときであつて、その附帯処分に係る事項がその婚姻の終了に際し定められていないとときは、受訴裁判所は、その附帯処分

についての審理及び裁判をしなければならない。

第三節 和解並びに請求の放棄及び認諾

第三十七条 異婚の訴えに係る訴訟における和解（これにより離婚がされるものに限る。以下この条において同じ。）並びに請求の放棄及び認諾については、第十九条第二項の規定にかかるらず、民事訴訟法第二百六十六条规定（第二項中請求の認諾に関する部分を除く。）第二百六十七

条第一項及び第二百六十七条の二の規定を適用する。ただし、請求の認諾については、第三十二条第一項の附帯処分についての裁判又は同条第三項の親権者の指定についての裁判をすることを要しない場合に限る。

2 前項の場合における民事訴訟法第二百六十七条第一項及び第二百六十七条の二第一項の規定の適用においては、同法第二百六十七条第一項中「について電子調書を作成し、これをファイ

ルに記録した」とあるのは、「を調書に記載した」と、「その記録」とあるのは、「その記載」と、同法第二百六十七条の二第一項中「規定によりファイルに記録された電子調書」とあるのは「調書」とする。

3 離婚の訴えに係る訴訟においては、民事訴訟法第二百六十四条及び第二百六十五条の規定による和解をすることができない。

4 離婚の訴えに係る訴訟においては、民事訴訟法八十九条第二項及び第一百七十条第三項の期日ににおいては、同法第八十九条第三項及び第一百七十一条第四項の当事者は、和解及び請求の認諾をすることができない。ただし、当該期日における離婚の訴えに係る訴訟における民事訴訟法八十九条第二項及び第一百七十条第三項の期日における手続が裁判所及び当事者双方が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によって行われた場合には、この限りでない。

4 第四節 履行の確保

（履行の勧告）

第三十八条 第三十二条第一項又は第二項（同条についての裁判）

第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による裁判で定められた義務については、当該裁判をした家庭裁判所（上訴裁判所が当該裁判をした家庭裁判所）は、権利者の申出があるときは、その義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

2 前項の家庭裁判所は、他の家庭裁判所に同項の規定による調査及び勧告を嘱託することができない。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その義務の履行を命じた家庭裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

4 第一項の決定に対する抗告を除く。前項の決定に対する抗告を除く。

3 第一項の家庭裁判所及び前項の嘱託を受けた家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に第一項の規定による調査及び勧告をさせることができる。

4 前項の規定は、第三十二条第一項又は第二項の規定による裁判で定めることができる義務であつて、婚姻の取消し又は離婚の訴えに係る訴訟における和解で定められたものの履行について準用する。

履行命令

第三十九条 第三十二条第二項の規定による裁判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、当該裁判をした家庭裁判所（上訴裁判所が当該裁判をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所）は、権利者の申立てにより、義務者に對し、相当の期限を定めてその義務の履行をすべきことを命ずることができる。この場合において、その命令は、その命令をする時までに義務者が履行を怠つた義務の全部又は一部についてするものとする。

2 前項の家庭裁判所は、同項の規定により義務の履行を命ずるには、義務者の陳述を聴かなければならぬ。

3 前二項の規定は、第三十二条第二項の規定による裁判で定めることができる金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務であつて、その命令に従わなければならぬ。

4 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により義務の履行を命じられた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その義務の履行を命じた家庭裁判所は、決定で、十万円以下の過料に処する。

5 前項の決定に対する抗告を除く。

6 民事訴訟法第一百八十九条の規定は、第四項の規定について準用する。

2 前項の家庭裁判所は、他の家庭裁判所に同項の規定による調査及び勧告を嘱託することができない。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による裁判で定められた義務については、当該裁判をした家庭裁判所（上訴裁判所が当該裁判をした家庭裁判所）は、権利者の申出があるときは、その義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

2 前項の家庭裁判所は、他の家庭裁判所に同項の規定による調査及び勧告を嘱託することができない。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による裁判で定められた義務については、当該裁判をした家庭裁判所（上訴裁判所が当該裁判をした家庭裁判所）は、権利者の申出があるときは、その義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

2 前項の家庭裁判所は、他の家庭裁判所に同項の規定による調査及び勧告を嘱託することができない。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による裁判で定められた義務については、当該裁判をした家庭裁判所（上訴裁判所が当該裁判をした家庭裁判所）は、権利者の申出があるときは、その義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

2 前項の家庭裁判所は、他の家庭裁判所に同項の規定による調査及び勧告を嘱託することができない。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定による裁判で定められた義務については、当該裁判をした家庭裁判所（上訴裁判所が当該裁判をした家庭裁判所）は、権利者の申出があるときは、その義務の履行状況を調査し、義務者に対し、その義務の履行を勧告することができる。

めに相続権を害される者その他父の三親等内の血族は、父の死亡の日から一年以内に限り、嫡出否認の訴えを提起することができる。

2 父が嫡出否認の訴えを提起した後に死亡した場合には、前項の規定により嫡出否認の訴えを提起することができる者は、父の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。

この場合においては、民事訴訟法第百二十四条

第一項後段の規定は、適用しない。

3 民法第七百七十四条第四項に規定する前夫は、同法第七百七十五条第一項（第四号に係る部分に限る。）の規定により嫡出否認の訴えを提起する場合において、子の懐胎の時から出生の時までの間に、当該前夫との婚姻の解消又は取消しの後に母と婚姻していた者（父を除く。）がいるときは、その嫡出否認の訴えに併合してそれらの者を被告とする嫡出否認の訴えを提起しなければならない。

4 前項の規定により併合して提起された嫡出否認の訴えの弁論及び裁判は、それぞれ分離しないでなければならない。

（嫡出否認の訴えの当事者等）

第四十二条 裁判所は、民法第七百七十二条第三項の規定により父が定められる子について嫡出否認の判決が確定したときは、同法第七百七十四条第四項に規定する前夫（訴訟記録上その氏名及び住所又は居所が判明しているものに限る。）に対し、当該判決の内容を通知するものとする。

（認知の無効の訴えの当事者等）

第四十三条 第四十二条第一項及び第二項の規定は、民法第七百八十六条に規定する認知の無効の訴えについて準用する。この場合において、

第四十一条第一項及び第二項中「父」とあるのは、民法第七百八十六条に規定する認知の無効の訴えについて準用する。この場合において、第四十一条第一項及び第二項中「父」とあるのは、「認知をした者」と、同条第一項中「第七百七十七条（第一号に係る部分に限る。）若しくは第七百七十八条（第一号）」とあるのは、「第七百八十六条第一項（第二号）」と読み替えるものとする。

2 子が民法第七百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）に定める期間内に認知の無効の訴えを提起しないで死亡したときは、子の直系卑属又はその法定代理人は、認知の無効の訴えを提起することができます。この場合においては、子の死亡の日から一年以内にその訴えを提起しなければならない。

3 子が民法第七百八十六条第一項（第一号に係る部分に限る。）に定める期間内に認知の無効の訴えを提起することによっては、父の死亡の日から一年以内にその訴えを提起することができる。

の訴えを提起した後に死亡した場合には、前項の規定により認知の無効の訴えを提起することができる者は、「子の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第二十四条第一項後段の

規定は、適用しない。

（認知の訴えの当事者等）

第四十四条 認知の訴えにおいては、父又は母を被告とし、その者が死亡した後は、検察官を被告とする。

（認知の訴えの当事者等）

2 第二十六条第二項の規定は、前項の規定により父又は母を当該訴えの被告とする場合においてその者が死亡したときについて準用する。

3 子が認知の訴えを提起した後に死亡した場合には、その直系卑属又はその法定代理人人は、民法第七百八十七条ただし書に定める期間が経過した後、子の死亡の日から六月以内に訴訟手続を受け継ぐことができる。この場合においては、民事訴訟法第二十四条第一項後段の規定

は、適用しない。

（父を定めることを目的とする訴えの当事者等）

第四十五条 子、母、母の前婚の配偶者又はその後婚の配偶者は、民法第七百七十三条の規定により父を定めることを目的とする訴えを提起することができる。

（父を定めることを目的とする訴えの当事者等）

2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

（子又は母、母の前婚の配偶者及びその後婚の配偶者（その一方が死亡した後は、他の一方））

二 母の前婚の配偶者 母の後婚の配偶者

三 母の後婚の配偶者 母の前婚の配偶者

（配偶者（その一方が死亡した後は、他の一方））

2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

（子又は母、母の前婚の配偶者及びその後婚の配偶者（その一方が死亡した後は、他の一方））

二 母の前婚の配偶者 母の後婚の配偶者

三 母の後婚の配偶者 母の前婚の配偶者

（配偶者（その一方が死亡した後は、他の一方））

2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

（配偶者（その一方が死亡した後は、他の一方））

2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

（配偶者（その一方が死亡した後は、他の一方））

2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

（配偶者（その一方が死亡した後は、他の一方））

2 次の各号に掲げる者が提起する前項の訴えにおいては、それぞれ当該各号に定める者を被告とし、これらの者が死亡した後は、検察官を被告とする。

（配偶者（その一方が死亡した後は、他の一方））

（人事訴訟手続法の廃止）

第二条 人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十号）は、廃止する。

（経過措置の原則）

（この法律（以下「新法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。）

（人事訴訟の管轄等に関する経過措置）

（り父又は母を当該訴えの被告とする場合においてその者が死亡したときの訴訟手続の受継について）

（嫡出否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継について）

（嫡出否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継について）

（前項の例による。）

（認知の訴えに係る訴訟における新法の施行前に夫が死亡した場合の訴訟手続の受継について）

（第四十二条第二項の規定にかかるらず、なお従前項の例による。）

（新法の施行に係属している認知の訴えに係る訴訟における新法の施行前に子が死亡した場合は、同項中「子の死亡の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。）

（新法の施行後ににおいても、なお従前の例による。）

（新法の施行後ににおいても、なお従前の例による。）

（新法の施行前に係属している保全命令事件の管轄に関する事項による。）

（新法の施行前に係属している人事訴訟の管轄に関する事項による。）

（附帯処分等に係る事実の調査及び履行の確保に関する経過措置）

（第二章第二節（第三十二条の規定を除く。）及び第四節の規定は、新法の施行の際現に係属している婚姻の取消し及び離婚の訴えに係属する訴訟については、適用しない。）

（嫡出否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継に関する経過措置）

（（この法律（以下「新法」という。）の規定により生じた効力を妨げない。）の規定により生じた効力を妨げない。）

（（人事訴訟の管轄等に関する経過措置）の規定により生じた効力を妨げない。）

（（り父又は母を当該訴えの被告とする場合においてその者が死亡したときの訴訟手続の受継について）の規定により生じた効力を妨げない。）

（（嫡出否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継について）の規定により生じた効力を妨げない。）

（（嫡出否認の訴えに係る訴訟における訴訟手続の受継について）の規定により生じた効力を妨げない。）

（（前項の例による。）の規定により生じた効力を妨げない。）

（（新法の施行前に係属している認知の訴えに係る訴訟における新法の施行前に子が死亡した場合は、同項中「子の死亡の日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。）の規定により生じた効力を妨げない。）

（（新法の施行前に係属している人事訴訟の管轄に関する事項による。）の規定により生じた効力を妨げない。）

し、体系の在り方について検討を行うものとする。

(罰則に関する経過措置)

定する規定については、当該規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお

(その他の経過措置の政令への委任) 従前の例による。

第七十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴ひ必要な経過措置は、政令で

定める。
附 則
(平成二十六年六月一八日法律第一)

(施丁期日) 二六号 抄

第一条 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。次二ヶ条の各号に掲げる規定は、そ

二 附則第四十一条の規定 国民年金法等の一

部を改正する法律(立成二万零五百四百四号)の公布の日又は公布日のいずれか遅い日

附則第四十二条の規定 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(平成十六年法)

律第百三十号)の分布の日又に公布日のいずれか遅い日

四 附則第四十三条の規定 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法）

律第百三十一号の公布の日又は公布日のい
ずれか遅い日

附則（平成二六年六月二三日法律第一〇三号）抄

第一条 この法律は、平成十六年十月一日から施行期日

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略
第五条、第八条、第十二条、第十六条、第

十九条及び第二十条並びに附則第十六条から
第二十一条まで、第三十七条、第七十七条、

第七十八条、第八十条、第八十二条及び第八十三条の規定 平成十九年四月一日

(その他の経過措置の政令への委任)

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月二三日法律第一
三一號）抄

附則 (平成二三年五月二五日法律第五三号) **抄** (施行期日)
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則 (平成二三年六月三日法律第六一
号) **抄** (平成二四年八月二二日法律第六二
号) **抄** (施行期日)
この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。
附則 (平成二四年八月二二日法律第六二
号) **抄** (施行期日)
この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第二条の二から第七一条の四まで、第五十七条及び第七十七条の規定 公布の日
二から四まで 略
五 第三条中厚生年金保険法第十二条に一号を加える改正規定並びに同法第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第三条第三項を削る改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第二条第一項の改正規定、第十五条中地方法務員等共済組合法第一条第一項の改正規定、第十九条の二の規定、第二十五条中健康新保険法第三条、第四十一条第一項及び附則第五条の改正規定、第二十六条中船員保険法第二条第九項第一号の改正規定並びに第二十七条から第二十九条までの規定並びに次条第二項並びに附則第十六条、第十七条、第四十五条、第四十六条、第五十一条から第五十六条まで、第五十九条、第六十条及び第六十七条の規定 平成二十八年十月一日
(その他の経過措置の委任)
第七十一条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

| | | | | |
|--|---|---|---|---|
| 第一 九 八 号 附 則 (平成二八年一月二四日法律第 八四号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。 | 第一 九 八 号 附 則 (平成二七年五月二九日法律第三 三号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。 | 第一 九 八 号 附 則 (平成二七年六月二六日法律第六 六号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。 | 第一 九 八 号 附 則 (平成二七年五月三日法律第二 六号) 抄 (施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則の規定は、公布の日から施行する。 | 第一 九 八 号 附 則 (平成二七年五月三日法律第二 六号) 抄 (施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則の規定は、公布の日から施行する。 |
| 第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 附 則 (平成二七年五月二九日法律第三 三号) 抄 (施行期日) この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 附 則 (平成二七年五月三日法律第六 六号) 抄 (施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則の規定は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二七年五月三日法律第二 六号) 抄 (施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則の規定は、公布の日から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 附 則 (平成二七年五月二九日法律第三 三号) 抄 (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。 附 則 (平成二七年五月三日法律第六 六号) 抄 (施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則の規定は、公布の日から施行する。 | 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (平成二七年五月三日法律第二 六号) 抄 (施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則の規定は、公布の日から施行する。 | 第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。 附 則 (平成二七年五月三日法律第二 六号) 抄 (施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則の規定は、公布の日から施行する。 | 第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。 附 則 (平成二七年五月三日法律第二 六号) 抄 (施行期日) この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第三条並びに次条及び附則の規定は、公布の日から施行する。 |

| | | | |
|----|--------------|---|---|
| 一項 | 第三百三十六条第 | 第三百三十一条第二項 | 第三百三十一条第一項 |
| | 地方裁判所及び簡易裁判所 | 最高裁判所に、簡易裁判所の判決に對しては高等裁判所の判決に對しては家庭裁判所の判決に對しては最高裁判所 | 最高裁判所に、簡易裁判所の判決に對しては高等裁判所の判決に對しては家庭裁判所の判決に對しては最高裁判所 |
| | 家庭裁判所 | 家庭裁判所 | 家庭裁判所 |